松屋外集

十

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

松屋外集巻之十

目録

第一　えびすがけ
表紙
第二　ちばえ
第三　後架
第四　能
第五　那須御湯の歌
第六　針通銘考證
南無薬師　亖年の年号

帝国図書館蔵書
10.1.10
謄写

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

新薬師寺

第七 おなじく
第八 善知鳥 安方
第九 金平牛 房金平 娘金平糖
第十 舞踊考
第十一 九月十三夜
第十二 吹飯の浦

拝舞 舞踊拝謝
三礼 柏木 蔵門府の異名
右左右 再拝舞踊 左右左
みだれ 椎栄の袖

第十三 菅裁物忌
第十四 馬手指鎧通
第十五 御所号
第十六 道の長手
縄手 高縄
第十七 井堤
井戸 土手 セど
琉球手 中手 奥手 南京手
山戸 行手 江戸
第十八 河門
あでの中道 井手の川屋

下津（オリヅ）　登戸（ノボリト）　渡津（ワタヅ）　河内（カウチ）

第十九　川瀬（カハゼ）の道川（カハヂ）副（ソ）ふ古詞

第廿連歌の題は賦何と云詞

賦物

第廿一　一對（イツツイ）ヒトムカヘ

第廿二　坊主（バウヅ）憎（ニク）けりや袈裟までくい

第廿三　中花門

第廿四　撃剣ケンクトバス

松屋外集巻之十

武蔵多西　平小山田與清稿

越後高関　平澁谷永保訂

第一　えびらづけ

新千載集（十八巻）俳諧（はいかい）六帖題（ろくでふだい）にてよめる歌

の中（うち）の前大納言為家

我（われ）ならぬ人の矢（や）のえびらづけ

のつはに與清（ともきよ）　新撰六帖二（ふた）ゆりの条（すぢ）

生（お）ふるより上の句（く）ながら育（そだ）つ夫（それ）木抔（きなど）雑（ざつ）

十三部の部（ぶ）はふ抔（など）しるしとがらくと育（そだ）つ等（ら）

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

之歌之えびにのけいなどもあり物
結ぶ紐ともあれやりちらし懸緒よて方式
もなき良よりいふ歌表ふ法令をもきき國をわが
之又端のあまりるをりめや俗る紙の端の
断截をえびん紙といふうえ域分の表ふ
とへて囲ひ乃紙截を表紙といへば懸緒の截端
あるをと表懸をいふべし表紙ハ本草綱目廿八
の巻貝器部二紙の条の歌名る薬品中二有閃刀紙
乃摺紙之際一角疊在二紙中一匠人不知漏裁者医人
取入薬二用ふ今方中来見用此何欤とある閃刀紙と

歌之已上あく考記しく後る三條家装束物を見
るに上ハ袴荘年の人縮線綾と称し地ハ小石曼
織物文藤丸遠居之裏紅の板引腰る有上指糸白
き練線の糸ふくりて摘之ふ股当る有表懸の
糸白練糸ふ冬夏四季同物之老人も着ス白裏紅張
裏之板引ふせ尻とりうそハ舎ゲ考光當るが
ごとし

第二おは元

夫本抄春二柳歌ま家集源仲正

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

とびのみるおくにの柳あを見ては
けりな春をもしれだ、又建長八年百首歌合法印
実伊、
春雨はいやふりかはる河邊をもぐひの私
あばえをもまで掛ふあばへと
書るは誤也あがえと書べし類聚名義抄（僧下巻）
雑部、亂亂亂隋の五躰をムマゴツギタネヨ
ワシナバ井とよめり比ナバ井はナバエを写し
ひがめるなり歌ナバイとあるもしかりて有べし名義は空生の畧語とみゆれば
ナバエの

第三後架

切杭より生出て茅うち繁りてくらき空陰をなびきて
生をバえ生をバエとバ井エとひがめるは歌詞考み
なされあやの条よりいとくるしき事

後架は小便所也さる雪隠（セツリン）をも後架（コウカ）とは誤也下学集（上巻）家屋門に後架放尿（ホウニョウ）處也云と節用集（古部）乾坤門に後架（コウカ）云と節用集大全（五の巻）古集に後架小便所也云と和爾雅（二の巻）居處門に後架俗に稱厠（カハヤ）曰後架（トウカ）云と拠れば後は屋後の義也架は枷と通用し字書に所以挙（ル）物（ノ）之（ニ）挙閣（ル）也棚之

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

也など注しおけば棚を構て放尿處の義と此字
漢籍などにもきこえだ光讃般若経第四に恒架
の字ありさまざま一切経音義九の巻に或作恒架提
梵語訛轉也とありて別義之後ト恒とハ音も
なじからだ尚可考ふハ磐瀬年登の問もこゝへ
たるなり

第四能

掬ふ能ハ藝能の義にて散樂の輩その技施
たりいふ名之三代實録ニ新仮散樂競尽其
能西宮記ニ能優文安田
樂記ニ能藝あるを考ふるにて知べし
能の字ハ態の字にも耐の字にも通ひて音タイ
又ドウともよむ皆ノウと訓なり
謡の能ハ東山殿の比觀世觀阿弥の造り出
しといふ
續日本後記三の巻承和元年四月の条に
壽殿ニ於テ宴ス群臣ニ中貴ヲシテ勧ム酒ヲ
又同年五月の条に云々天皇御ス武徳殿ニ令シ四衛府ヲシテ馳ス尽ク種
々ノ馬藝及ビ打毬之態ヲ云々
三代實録七の巻貞観五年五月廿日の条に命ジ雅樂寮ニ伶人ニ作

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

樂ヲ以テ帝ノ迎侍ニ兒童及ビ良家ノ稚子ヲ為舞人ニ大唐高麗
更ニ而出舞ト新伎散樂競尽ス其能ヲ云ニ
同書卅八ノ巻元慶四年七月ノ条ニ廿九日辛巳晦御仁寿
殿ニ覧相撲左右近衛府遍ク奏シ音樂ヲ散雑伎各ニ尽ス其
能ヲ云ニ
西宮記七月十六日相撲式ノ条ニ吏部ヲ記天慶三年閏七月
十二日云ニ
南留別志五ノ巻ニ能ハ元ノ雑劇ヲ擬シテ作ル
あり元僧の来り教ふるなるべし此うち
のもの也古の人よらびあらび出せるもざ
うてはあらじうう云ニ
和事始五ノ巻礼樂門猿樂ノ条ニ今世ノ能ト云ものハ
東山殿ノ時観世観阿弥始テ云ヒ出ス
ニ
庭訓往来諸抄大成抜翼猿樂ノ条ニ能ト云ハ猿樂ノ
能藝也番論ノ能ハ東山殿ノ比ヨリ始ルト云
是ハ笑フベキ事モナケレバ猿樂ノ本意ニ違
タリ云ニ
玉勝間九ノ巻能と云ふ樂ノ条ニ西宮記相撲ノ条ニ
撲手能優一番とあり能優ハ猿樂のことと

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

沙えそう迎き世ゐ能とい
し此能字い音態ちろべく
うそう語引ろく

俳諧歌論一の巻能俊の条ゐ字彙頭書ゐ能ハ奴豆切技
能也荀子能有所。合謂之能ト注せしごとく技
能ハ能ふよりたる名之ゆえ能ハ
くゐ續日本後記ゐ散坊養態ともあるゐは誤ゐ
心能其事然後有能ニ態度也とゐ注ゐ如
ゐその技ゐ様能ちゐ義をもてしるべし
きてノウとよべるい奴登切音獰ありさば異音

うそい奴といふべきゐ乃ちうよせつかい古
語例ゐ有き音便ゐて乃ちゐ假名ゐ能字ゐ書
ちなぞありつべし

文安田樂記ゐ能藝ゐ河原勧進能記ゐ能ハ
元暦川親元日記ゐ能ハ才能の能之藝文時の才
能の能之官ゐ官乃理擇材任職乃術とも見ゆ

毛詩小雅賓之初筵ゐ篇舞笙鼓樂既和奏烝行烈祖
以洽百禮百礼既至有林錫爾純嘏子孫其
湛其湛曲樂各奏爾能賓載手仇室人入又酌彼

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

康爵以奏爾時云々鄭箋子孫各奏爾能者謂
既湛之後各酌而献尸酢而卒爵也云々注云能
如字云々疏云正義曰以下此論祭祀而云子孫各
奏爾能故知謂既耽之後各酌而献尸也尸尊神之
象子孫敢献之是其能也禮献必有酢故知尸酢
而卒爵也云々字書内部云能獣名云々
周礼巻二の大宰云四曰使能云々注云能多才藝者
云々同書巻十二の郷大夫云而興賢者能者云々注
云能者有通藝者云々同巻廿四の大司寇云上能
糾職云々注云能能其事也云々同書巻廿五の小司
寇云四曰議能之辟云々注云能謂有道藝者云
々
荀子王覇篇云足以容天下之能士矣云々注云能
士者材藝也云々
同書正名篇云知所以能之在人者謂之能云々注
云知所能在人之心者謂之能才能也云々
又云能有所合謂之能云々注云能當為耐古字通
也耐謂堪任其事耐乃来反云々
史記孟嘗君傳云長者無他能云々同龜策傳

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

る至今上、即位、博聞、藝能之道悉延百端之学云
々
文政十一年五月三日倉卒筆記而所奉若於平戸
老公之問也源興清

第五那須御湯の歌

夫木抄 雑部六の巻 温泉の条に題不知 懐中の湯信濃よ
し人ゝらべ

志なのやらなんのうみあむさバや人我
ちぐさ ゝまでひやむべく氏歌枕集 六の巻 秋
寝覚 温泉部 なぐさ引くらもハちぐさみ我をぐさ

和歌名所追考 百四の巻 松向下野やなぎ作り
異本ゝ志なのやらなんのうみあむさバや作り
事紀 十の巻 國造承紀ゝ須那國造 ゝ記ゝり按ゝ舊
濃國諏訪郡のある我為ゝ奉信
ゝ、ゝ那須國造と
ゝ、ゝ那須湯泉を誤て那須國造と
のゝるゝあゝゝゝ

く旅客不絶上下入湯ス湯坪二ツアリ云ヽ本朝
名所図絵四の巻二諏方温泉下、諏方、駅中二三所ア
リ旅人及駅中の人ヽ多平生入浴ス本陣の際ハ
あるハ中垣隔テ高貴或ハ男女戎別つ往来の雑
人ハ上ヽ霰あし衣類の洗物等此流ヽてうるゝ
云ヽ藤波記上巻ニ下の諏方、駅宿ハ着て云ヽ今宵
はらゝ宿るゝ町の半ばいと清ゝ湧出る温泉
あり旅人皆ゝあみしゝ各つの壺ゝ汲先ゝ云
ヽ信濃國志名所の条ニ諏方、湖在諏訪社前ニ周三里湖
中ニ有温泉云ヽなど見えてゝ知べし下四

の句をゝゝもあるハ誤ゝて信濃ヽ在須波の
ハ湯を浴せるゝしきてハ功能ゝうて人残養
育病をゝ愈ゝ止ばゞきとゝあり又和歌名所追考
の水ゝゝて下野や那須の湯ゝて三代実録七の巻
那須ハ高名の湯ゝて三代実録五年十
月七日の条ニ授下野國従五位上温泉神ニ従四位
下同書十六の巻貞観十一年二月廿八日の条ニ授下
野國従四位下熱五等温泉神ニ従四位上神名帳下を
ヨ下野那須郡温泉神社なゝ見えハ拾遺雑
歌ニ世ヽもおもひあまりの湯のたぎる湯ゝをも

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

うまへ、法と云ことも本より絶り、都薬集巻之下に那須陸湯類聚は當國或市野とあるを、類聚ハいつのころの書とも考がたし、右那須陸湯歌考所若松屋代弘賢之同也、文政十年五月廿九日、

第六針匣銘考證

藥師寺了仁が造れる針匣あり其圖

藥師寺了仁造

正平二年三月

新藥師寺了仁

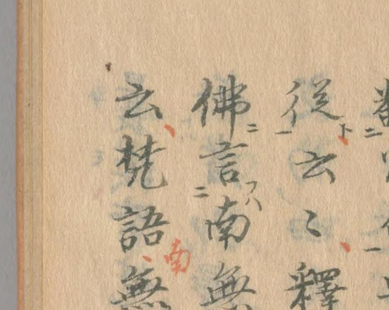

幕府針侍医石坂宗哲法眼家藏之古針匣一枚、

水府相公公恩賜ト云フ、

梵文

の二字、南無ナモ

四の巻の衆善行法篇ま南無或那謨或南摩此ハ翻ス帰命ト要律儀ニ翻ス恭敬ト善見論ニ翻ス帰命ト覚ト或翻ス信ト従ト云ヒ釋氏要覧中巻、三宝篇ま南無悉莚経ニ云フ佛ニ言ハ南無者此ニ決定シ諸佛世尊名号ノ音声ノ唯識鈔ニ云、梵語南無此ニハ翻ス名即是帰趣ノ義也或ハ云ヒ那摩ト或ハ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

曩謨皆梵音訛也、云ㇾ法華経方便品科註ㇾ南無者即帰命之義或云ㇾ救ㇾ我等云ㇾ此の外文句四の巻玄義記一の巻大蔵一覧九の巻おゝよそ此の義を釋ㇾ尽せどもらいし今引出ㇾ物語書ㇾ加ㇾ少ㇾ年と母の遍ㇾ例ㇾ已ㇾ樂章類語抄の附言おいつゝ

藥師

藥師瑠璃光如来本願功徳経ㇾ佛告ㇾ曼殊室利ㇾ東方去ㇾ此過ㇾ十殑伽沙等佛土ㇾ有ㇾ世界ㇾ名ㇾ浄瑠璃ㇾ佛号ㇾ藥師瑠璃光如来応正等覚明行圓滿善逝ㇾ世間解无上丈夫調御士天人師薄伽梵ㇾ曼珠室利彼世尊藥師瑠璃光如来本行菩薩道ㇾ時發ㇾ十二ㇾ大願令ㇾ諸有情所ㇾ求皆得ㇾ乞ㇾ第六大願願我来世得菩提時若諸有情其身下劣諸根不具醜陋頑愚盲聾瘖瘂攣躄背僂白癩癲狂種ㇾ病苦聞ㇾ我名已一切皆得端正黠恵諸根完具无ㇾ諸疾苦第七大願願我来世得菩提時若諸有情衆病逼切无ㇾ救无ㇾ帰无ㇾ医无ㇾ藥无ㇾ親无ㇾ家貧窮多苦我ㇾ之名号一経ㇾ其耳衆病悉除身心安樂家屬資具

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

悉皆豊足乃至證得无上菩提云々此外閻藥師
名生極樂群疑論二の巻探要記五の巻尊容抄
二の巻尊容抄寫本十巻白河院の勅を奉りて平
等房厳豚の勝定房恵什等撰て諸書也一名図像抄
一名十巻抄とりふ
かゞなも薬師の事名のみ平
城右京薬師寺佛足石碑歌并久須理師波都祢
乃母阿礼等麻良比止乃伊麻乃久須理師多加
止可理家利とは薬師寺の本尊を指て今のく
ひなしとよめるなり他なも薬師ハあまたゞも今の
客人の薬師寺の本佛が貴きよしへ和名抄二、
の巻の人倫部ゟ医説文玄醫治病工也音伊字
亦医和名久須之とあり久須理之古略語久
須理の名義ハ既ゟ三樹考ゟいへり之ハ師の
字音ゝ書家ゟ手師画家を画作なゞとりなす師なり
ゞ延喜神名式ゟ常陸國鹿嶋郡大洗磯前薬師菩
薩神社名神大云々那賀郡酒烈磯前薬師菩
薩神社名神大云々文徳実録九の巻ゟ天安元年
八月乙丑朔辛未在常陸國大洗磯前酒烈磯前
神等預官社云々十月己卯在常陸國大洗磯前
酒烈磯前両神号薬師菩薩名神云々なども見
えたり

正平二年三月

南方後村上天皇の年号として光明院の貞和二年丁亥より細と要記三の巻(写本七巻與福寺實叡僧正記也)を見るに(写本)お貞和二年四月南方改元有て正平元年トスト云て北魏武帝の年号亦正平あり唐書の百官十三の巻に孔戡傳亦共為人守節清苦論議正平と見ゆ

新藥師寺

續日本紀十七の巻天平勝宝元年閏五月の条に詔を捨二新藥師寺一絶二百疋一布四百端綿一千屯稲一十万束墾田地一百町一因發二御願一以二華厳経一為レ本一切大衆小乗経律論抄疏章等必為二轉讀講説一悉令尽二竟遠限日月一窮二未来際一今故以二茲資物一敬捨二諸寺一所レ冀太上天皇沙弥勝満諸佛擁護法藥薫質万病消除壽命延長一切所願皆使二滿足一令法久住救二濟群生一天下太平兆民快樂法界有情共成佛道云々七月の条に乙巳定二諸寺墾田地一云々新藥師五百町云々同十八の条天平勝宝三年十月の条に壬申詔曰頃者太上天皇枕席不穏田是七七日間屈二請四十九賢

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

僧於新藥師寺依續命之法設齋行道仰願聖躰
平復宝壽長久経云救濟受苦雜類衆生各免病
延年是以依教大赦天下但犯八虐故殺人私鑄
銭強竊二盜常赦所不免者不在赦限云々同卅
一の巻宝亀二年八月の条に己卯初令所司鑄
新藥師寺印各預本寺云々同卅六の巻宝亀
十一年正月の条に庚辰大雷災於京中數寺其
新藥師寺西塔云々皆焼尽焉云々三代実録二
の巻貞觀元年四月十八日庚寅安祥寺年分度者願
文に須准新藥師弘福法隆崇福寺之例預維摩
會宗勝會竪義云々同七の巻貞觀五年七月の
条に廿七日丁巳勅以新銭一千貫文施入諸大
寺充修理料中宮鐵一千廷加充同料云々新藥
師寺銭三十貫鐵三千廷云々同卅八の巻元慶
四年十一月の条に廿九日己卯云々分遣使者
於新藥師云々十二箇寺並燒燈燃綿以修功德
云々日本紀畧四の巻村上天皇記下天徳元年四
月の条に九日丙寅以大和國不動穀千二百九
十斛給同國諸寺有差云々新藥師云々依去今
年旱損飢饉云々同應和二年八月廿日の条に

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

今日大風雨大和近江等國官社及神社佛寺損壞云々新藥師七佛藥師堂一宇并數宇雜社云々等多以顛倒云々小野宮年中行事上卷ゝ御讀經事擇吉日修之三月行之昌泰三年三月十五日右大臣宣云七大寺及新藥師寺天王寺若有爾僧別當三綱便選其人請補立以爲例云々朝野群載十七の卷施入狀ゝ新藥師三百戸依固孝僧供分度也云々按此分注誤有て讀がたし元亨釋書廿二の卷資治表三ゝ聖武皇帝天平廿一年七月勅定諸寺庄田云々新藥師云々各五千畝云々同条ゝ考謀天皇天平勝寶二年十月勅沙門四十九人於新藥師寺行會續命法祈上皇疾也云々二中歷四の卷寫本十卷作者不詳年中の撰也撰者未詳弘治三年十二月擯僧正實曉書寫の奥書あり

諸大寺 七大寺十九大寺廿五大寺

次緣

東大興福元興大安藥師西大法隆大官大安退新藥師招提超證京法華宗鏡弘福并十五云々伊呂波字類抄六の卷寫本十卷作者不詳也部諸寺の条ゝ藥師寺金堂天武天皇所鑄之像也金銅丈六藥師佛也鋪金未終天皇崩ゝ天皇爲遂其大願高市郡建寺安置件藥師本藥師寺是也此外有新藥師寺不及子細按次緣の字有同九の卷志部諸寺の条

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

は、十五大寺云々、新藥師云々、拾芥抄、下、本巻、諸寺部は、十五大寺云々、新藥寺（卿）寺（聖武天皇）云々、釋家初例抄、下巻は、新藥師寺、元正天皇（又、文武ノ嬪）建立云々、墫嚢抄、十二の巻、南都七大寺の条は、新藥師寺、聖武天皇御願云々、謂十五大寺也、云々、塵添墫嚢抄、十七ノ巻（全部）も、亦同國花万葉記、三の巻、十四巻、難波人菊本賀保（採也）元禄十年丁丑仲夏刊行ノ、大和國部は、新藥師寺領百石清水（ミツ）と云ふ有、聖武天皇御願の旨の如く建てもてゆきつゝ、則御願既而有、御平愈功、云々、南都名所集、六の巻（全十巻撰刊本也）延宝三年四月村井道弘一名奈良名所記といへり、新藥師寺道筋を清水（ミツ）と云つゝ、立出まりて、武天皇御願既而有、御平愈功、云々、南都名所集、六の巻（全十巻撰刊本也）延宝三年四月村井道弘一名奈良名所記といへり、新藥師寺道筋を清水（ミツ）と云つゝ、立出まりて、

三、巻、大和國部は、新藥師寺在清水（ミツ）寺領百石、聖武天皇為眼病勅願既而有御平愈功云々、南都名所集六の巻（全十巻撰刊本也）延宝三年四月村井道弘一名奈良名所記といへり、新藥師寺道筋を清水（ミツ）と云つゝ立出まりて、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

ふ事なしとぞや又十二神ハ石淵寺より一と
せ大和へ流れ来りけるを取あげて當寺へ
安置しけるとぞ又千体の地蔵あり此中ニ夜泣
の地蔵ありおはします毎夜子
よ泣ごゑしきりに社人あやしみて此ごゑを
てらふに地蔵ありしとぞ
きりけるとぞ千体の昆沙門ハ自然居士の
作とぞ堂中ニ春日大明神おはします
たる観音堂の佛ハ迎行の湖より稽師の組
おかゝりてありながらせおよそ云ふ異像ありさて

はきごゑハ元興寺より鐘こゝへ
初ル花の秋薬師ニ会と奈良名詩ハ重陽六の巻
名所十二月の内ニ宝六石室
年二月の初午之
薬師の薬師如来十二神将ハ岩淵寺の開
山勤操僧正の作之ト云ふおはします
法大師の作ニ而当寺のうらなる鎗有ル西の
方なる雑迦如来ハ江州竹生嶋ニ於て行田七
郎廣直ニ綱ニてあげられ
つゝ其ニのるしとて件の細令ニ有作ハ笠置
の解脱上人とぞ本堂の前ニ拝堂ハ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

古自然居士の寄進せらる芝堂れ閉ま梅尾明
恵上人春日明神の勧請のおあり影向の間と
いふハ是又鐘の明神下遷宮の時ハ廿間ノ後
まで毎年霜月廿六日の夜比叡の鐘鳴て春日
若宮の御旅おハ御出あり氏鐘もとハ元興寺
りありしとぞ和州舊跡幽考四の巻全部廿巻
延宝九年四月林宗甫刊行に一名大和名所記といへり天和二年九添
上郡なる新薬師寺清水といふあり寺領
百石聖武天皇の御願也ひらかせたまひよ
り薬師の像作造立ありてかくせたまひし

このハ沸目明ふあらせたまひしと之ハ伝ノ順記にこと大
和志二の巻総河ノ永の日本雲地通志の大和ノ國ノ郡十六巻ありに添上郡
佛刹部る新薬師寺清水町一名香薬寺村上天
皇御宇外記勘問に云新薬師寺創建之事或曰聖
武天皇或曰皇后光明子如今両端相持乙ハ分
明ならず亀十一年正月大雷西塔災貞観五年七月
施銭三千餘元慶四年十一月遣使於寺燃燈曜
綿以修功徳云々皇和真俗通六の巻写本廿五巻後土御
門院述の事を記ス作者未詳聖武天皇勝宝元年の条ハ秋七
月甲午天皇退位皇太子阿閇立尊天皇為太上

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

皇政元勝宝定諸寺封戸云
云同七の奏孝謹天皇勝宝三年の第3冬十月
勅上皇不豫詔諸州二大赦請四十九僧ヲ新薬師寺ニ
行續命之法ヲ云々諸國圭齋録諸國ノ寺院ノ御朱
書ヲ大和國部ヨリ高百石南都古
義真言新薬師寺云々
正平中新薬師寺沙門ヲ仁所作ル之針画此ヲ云波部銘
考證一巻文政十一年九月三日注之ヲ

[illegible]ヲ相觀寛ヲ[illegible]ヲ苦ヲ針画ヲ浄
[illegible]ヲ朱砂ヲ感心仏ヲ廣浄紗扇猶懸[illegible]上
浄礼要曲ヲ中ヨリ別相載ヲ[illegible]ヲ義仏

[illegible]守且古連モ光輝主增ヲ校覚
要前婦一浄備ヲ年學寺御ヲ大切ニ[illegible]ヲ
中ヲ修相宜ヲ善ヲ

九月六日

[illegible]齋先生
[illegible]寂

第七[illegible]ヲ

今綱ヲ浄[illegible]ヲ要曲相足仏[illegible]
磐ヲ西江如[illegible]先日仰等ヲ第二ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

味ふ格別堂盛なる歌会なりし
此冬会有の後、おもしろき上の巻
を殊の外八代集並古今集
ゑらんの百人一首の事迄の
ものがたり

小山田与清

富山梅軒板

後撰春下 月のおもしろうて
信明（サネアキラ）

あくらなの月とをなじくもれども
人ゝゑんせばや、歌の集りも

さんをあいさつ、同志四
だ、おはぐろぬりけん女のもと
けるば、迎るやうなやさねのしと
はのはしけるよみ人
おなじくらゐなるべの池
つゝもんきのせめ歌
めん作り、同志、ふみ
伊勢へまかりけるに、
けるよの人、
いせのあまとをしあ

しきりにとどめおかるるやうにせよ、拾遺春上題しらず
よろづ人もとぶ
桜花雨ふりきぬめりおなじくは
うげつかくさん後拾遺春上障子絵
ある山里に女あるいをよめる源兼隆
今らんともぎりし人のおなじくは花のさかりを
をるをこそまん後拾遺雑二
しこそりて仕ける比賀茂の
まりていのりの中に月のあ
ば賀茂成助

うくばうりくまでもきく月をおもふ
てふもとゞめぬ金葉夏
くもるとてまつもとゞめぬ立月
あめづくとそおもふ秋の
ながら千載恋一
よし恨てたちけまばほのぼし
房
おもひくはうねてもとゞめぬ衣さて
ひきおきて名をしも新古今恋五
真

おもじ〳〵は秋ざまなるこゝろもちなん消かばは
らきことのそのまゝなるし此歌を集ますべき題下
お題ともなく源季景
松なじ〳〵はあまたみいでゝ四方のかければ
とてもその数ぞもなし躬恒集下
ともなくこの神ぞとるらんあなくまあまの
るまをとまりてあそぶなん業平集よりはじめて女の
もとゝ
あなじ〳〵はさぞてをこひん難波女のゑのび
おもひまえてとるらじ元真集よ拾へ行人

まきぬとらんとて
おもじ〳〵はきぬよりもたぐひてん源のとする
ものゝらなくふ
興清四おもじ〳〵はとるもんとする詞百首古今よは
ええらび後撰より後の代こまでの撰集私撰家集百首
千首歌合などのおほん巻〻ゟ遠ざし源氏の歌よ
なし狭衣の歌ゟ二首この四の巻〻ゟ八代集家集
の古き和見は上ゟ引ゟてあるべし

第八善知鳥安方、
善知鳥謡詞ハ結城世阿弥の作之世阿弥ハ康正

元年は八十一歳とぞいへば其時代おし量る
べし其詞に曰く
陸奥のそとの濱なるよぶこ鳥
うからもやからもこゑのかぎりなくなく
いつのやたうの鳥獣(トリケダモノ)をさろし衆衆如霜露(シモツユ)
悪日(アシキヒ)の日までらしたまへ云こあいさやげふ
いもしへはさしも契(ちぎ)りし妻や子も今はうら
の音ふ時てやたうのやからもやなこ
ろしけんそうきごとくふこそ歎
をおもふからなと云こ抑うたあるのそう

ぐふおうはりくう殺生の中よりなざんや此うた
のおろうなる筑波根の赤ゝの楫もる多を
しき浪のうき業をもの汁しるのしき砂まをう
みて荒鳥のそか跡や親はやからくとそれぞれ多う
と呼つまて子はやからくとこゑのかぎりなくつけりさてぞと
ら当やたうこうもう狂ひ空りて血の濱をくく降(クダ)
せばぬきじとたゞ蓑(ミノ)や笠をあくふけおこのし
この、たゝりをもとめてこれ笠あくまこのか
もあらざきば、面(オモテ)のくる血の濱よ用(モチ)ゐく
杉をあふ深(ミ)るう、紅葉の橋の脇の安(シャバ)安まて

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

ハうゐのうやをのくさもくさもしなえて冥途はしり
ハ化ものとなり衆人を追立鉄の箭(ヤ)をあらし羽を
なくき禍の孔(ク)とぎ立てい眼を抓(ツマ)でとむらを
きけぎ鬼もたきぞも猛火の烟もせんで声を
あげえぬふ哀しき科(トガ)やらん逃(ニゲ)んと
なきど立ぬふ羽ぬけ鳥のむくいのうゐは
却(カヘ)て鷹となり我ハ雉(キジ)となど成くらけん云こ古抄
四ツ目ミチノクノソトノ濵ナルヨブコ鳥鳴ナ
ル声ハウタウヤスカタウタウハレレズヤスカ
タハ在名乎(カ)云こ

ハうゐ(ウタヒ)謡曲を載(ノセ)る陸奥のみの濵形もそふ
こもるくなるこゝろもあるやうにそとりふ
歌寛永十六年の鄭重(テイチヨウ)常が春雨抄(六の上巻)より引て
夫木の歌とをき考(ママ)ど集沖法師が校本村田
春海翁家の古写本屋代弘賢所蔵の古写本等
を校合せるふいづれの本もみえざれば
ぼつの好し方治三年刊行の宗憲が杉葉集(六の
巻)寛文十二年の高野氏直が和歌名所追考(百
一の巻)延宝五年刊行の類葉集(五の巻)の宝永二年刊
本の陸奥名所寄濱部(ヒンブ)などゝり夫木の歌として載

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

たるハ、春雨抄の誤をうけて、又、氏歌古歌なるを、謡詞もてつゞりつゝ、その分処をえらび、

秘蔵抄（下巻鳥部）ま、業平、

まだらのえんひ鳥をそらみ津て涙をおうくおとしおめる、まだらハ下衆男（ゲスヲトコ）をいふ、えんひ鳥をいつゝ、えんひ鳥をよめるとハ、そのうきねをおもひ、はなれ鳥をそらみ津とハ、その雄鳥をおもひ、はなれ鳥の澳の洲ぎよ穴を自りてつゐをうむをいふ、その子我人のおや衍バ見びうらぶさてはうらもるゝさまぞよみ子我男ふ鳥之、云々、

按ふ、秘花抄ハ、後人ゞ躰ふ依託して作せる書之、上中下三巻、語深秘抄ふ載たるハ、ひん雛（ヒナ）鳥ふて、益荒男ぶ、その雛をおんとりあげきて、紅の涙をおとしぶよふ之、又按ふ、えんひふ鳥ハ、よぶひ鳥ふて、えんとふぶハ、通音之よりて、親鳥ふ、親鳥をいふあらぶ、さて鴛（オシ）ともて、ウメウとよむも、澳洲の穴を自りて子をうむといふよりいへる作字とそ而、

藻塩草十の巻 鳥部

子をおもふ涙の雨の笠の上 まかる

しやうの多大神宮へ勅使下りてうとうや

ひうさといふ鳥を取て三角柏と云柏を備て神

借るをとゝ 氏をとるものゝ 茅笠をきてとる

と 其柏は砂の中より出る 我母

多のうのうのまねをしてうるうくとよべば

やひうさと云てとび出る 其時母空る

の如くなりて鳴 涙雨のごとく

る血をそゝぐ 其涙うるりてすのそんだる如

ふ 茅笠をきるとゝ 築嶋草子 おくにある浦ぐみ人柱の吉日吉時を

も やをり 三十の籠(カゴ)を作 三十人の人柱

を牢よりも籠ものいさせ船一艘に三人づゝ

ぐるまりをしきものゝ辺国

肥国より来(キヌ)てあるうあり 我父の

乃ち兄弟をんどとて(注)こうれあるしも

をきゝ姫ハ涙のひまよりうを管理りてゐしま

に 母をもめんへやみづうらともるしづみ

て 法をひのつて三遍の川死出のみちをこ

えにぎて、そんまの廳の庁使をやりべきうそ
ぞやみづのうらをも比うぐふそへさせ人へ
とそかざえこづれうれしめバ父もうごのうち
まて泣てハくうぞきこうみてなくうたうぶな
づれ血のあみぐ今こそ却もひ〜られるそと、
新撰歌枕 四の巻 陸奥国部 卒都濱条西行、
みちのくにおくゆかしくぞ却ゆるつぐ
の石文そとのをみ風右そとの濱そ云五るうあ
うやたうるそ云名の付るぶごの中
まつくしそ子をうみ母のうあうぶな

ぬをーてうあうくそよべバ、やう
子をとまそそ中、そ時母鳥きうてあ形たそな
たく付ありき鳴、ちり、其濱の
雨のぶとくあること、ある歌そ、
子我鬼子濱の雨の血まるふきべをうあきもの
ハうあうやにうるそよ免りとそ人比血をあ〜
りはそべそんど付ある却よ雨まあからぢとそみ
のうさ我きるこそくり歌よ、
子我母か濱の雨の花のうつるなる
しやにうるのうもとあうつるのうるなる、

後藤光生ノ物品目録後編下巻羽属部ヨ善知鳥ハ奥州卒土濱有之特津軽安浦ノ浦辺ニ多其状類嗑木蔵而大頭背翅黒色帯紺色咽胸淡黒有黒斑文腹白翅端尾末文白色菌黄菌上有肉疣而渋緑色脚渋黒帯赤色有蹼云ニ

貝原好古ノ大和本草十五ノ巻ニ水鳥部ヨ和品善知鳥若水曰奥州ノ津軽外ノ濱ノ辺ニ多シ其形バンニ似テ喙脚モ赤色也脚赤シ背ノ毛渋如シ菌ノ上ニ肉角アリ春色ハンニ似タリ頭ハ皃ノ黒腹ノ毛白色是バンノ類ナルベシ漢名未詳善知鳥ハ國俗ノ所称也云ニ

奥羽觀迹聞老志三ノ巻土産ノ上ヨリ安方鳥方或浮ノ字或ノ号ス善知鳥ト相傳是所産ニ于外濱ニ也近来春夏之交商賣賣之其大似小鳧而通形渋黒長首尖觜アリ々脚共黄色但自頷下至下腹純白喜食之則有脂甚美其好味不減緑頭鴨此鳥不審ニ真偽焉然ニ以歌謡所述之趣而考之則其肉足以供膳實以養脾胃故業之者亦貪多務得而至專害生致ス殺如此之酷嗜識者詳焉云ニ同書十二ノ巻津軽郡ヨ安濱村在外濱青峰山畔ニ此地有鳥産子子沙上ニ人捕ハ

其子ノ則悲鳴殊甚土人曰ニ沙鳥ト或称善知鳥ト或号スニ鷓ト云ヒ

吾妻鏡十ノ巻ハヅヨリ於ヲ外濱ニ奥ノ糠部ノ間ノ有多宇未井之梯ニ以テ件ノ山ヲ為ニ城郭ト兼任引籠ルノ之由風聞スト云ヒ、

按ニ要目集成ニ此ノ假名誤レリ、於ヲ外濱ト奥ノ糠部ノ間ニ有多宇未井之梯ト讀ベシ、津軽鎮青森ノ東六里許濱手ノ山際野内安方虫ノ間道ノ絶タル所アリ、其所ニ板ヲ渡シ連路トス夫ヲ今モタウマ井ノ梯ト云、此辺ヲ惣ヶ外濱ト云、其内廿町許リノ間一重身ニナリ、石尖ヲ渡リ通ル道アリ、春夏秋ハ山ノ上道ヲ通リ、冬ハ雪深キ故ニ北濱ノ難処ヲ往来スルナリ也、渡シタル橋波ニ引ルレバ、又次ニ来ル波ニテ岩ノ窠ヘ打上ルヲ待テ通ルト云、其処ノ山上ニ兼任ガ籠リシ城ノ形モ今ニ残ルト云ヒ、又説いのこあらん、有多宇未井の梯を俗言着て多宇未井ともいふらんも知べからず、有多宇ハ地名ある例あまた、必有多宇未井之梯ありしなるべくおぼゆ、廻國雑記ニ武藏河越の鳥頭坂あり、或戯作者の書たる烹雑記（上巻十八丁）に佐渡

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

國雜太郡相川の鎮守を善知鳥大明神と号く、
神名帳に春日の西社同所と相並て立ちるふ是
我相川の三社と称せり、土俗の説る善知鳥の
社ハ国の景玉の姫娘を祭るといへり、こは
妄誕なるべし、云々善知鳥は出崎といふ
し、陸奥の言言ゟ海濱の水鳥を出崎をうとふ
外濱なる水鳥を鴫ハ大くて眼下肉つきの処
高く生ふるあり、故ゟ此名をもうとふ
彼ゟの鴫ゟくて出崎ゟ比て彼鳥我うとも
出崎ゟ比て彼鳥我うとも欤、何ゟまれ

さゝ生ふる処をうとふハ、東國の方言
こ、美濃の伊嶽駅の東ゟ、うとふ村あり、信濃ゟ
うとふ坂あり、今付鳥頸を書ゟさらぬさし
生ふるあるをば、うとふとりあるをごし云こ
氏生崎の処をうふる説さもやとお
ぼゆ、類聚名義抄ゟ噿ウタフをよめるふ、口偏
の字をれバ噿義ゟや旁の崖ぶ涯岸の
ふをよべし、又鴫の白きをうて、ウタフとりふ
よしいふるハあく好ゟうたふやうたふ
九とゟそゟゟ、ゟ牙ざる僻説之ぶて我古学

奇流あらでいにしへ名義なぞの考へいとかなからいくさき古物名をおほくして生類ハ捕りて後其形を按検して名づけ草木ハ伐取て後其色を分別して名付るなどものまぎるゝまぎれあらんだかりくと鳴を守て鷹（カリ）とよび丈高（タケタカ）く生なるを見て竹（たか）とよぶ類之、

倭漢三才図會四十一の巻水禽部に善知鳥（正字俗云宇止布ト）正字未詳按に善知鳥鴟之属形色似鴟而嘴黄（クチバシキ）未勾（マガリ）脚淡赤色奥州辛土濆有之特津軽安浜浦辺云々

古河辰（ママ）東遊雑記九の巻に、八月廿三日青森より止宿に云々、此あたり善知鳥の社と称せる社頭浄巡見所あり、此事跡は歌よりも詳に書るあらいし或ハ謡又ハ浄瑠理までよく作りて世に知る旧跡なるよし、土人の云伝るも彫るく善知鳥いふ彫物を古くより知人もなく、社も漸方一間半の廃相の小社にて、社司別当のあるもなく善知鳥の（ママ）付藝州厳嶋明神とよび社有是ハ昔此地へ勧請せしとぞいふの詞のみ傍に案像明神の社有、領主津軽侯の御建立の社といい

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

ふのうそ、蘆刈のうそ、
のおそ百号一見する事及ば
ものもあるべきものへ善知鳥の
うら、和歌者流好事の役人ー
と、

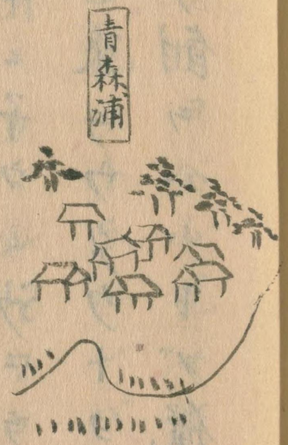

按ずるに東遊雑記の図をみるときは、安浮も、善知鳥も
地名、社名之、

新撰字鏡鳥部に、鴾鶫二字、豆支、又云太字、云々、
按ずるに異本鶫作鶫、字作字、さていへば又云太字もや、
かの例を考るに又云の字用例。たゞひとつ
ば誤字ならべし、字字相似ればなべば宇太宇もや、
又云字もウともいふべし、類聚名義抄鳥部に、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

鳩音嘲ツキカヤクキ』とあるもの。ば字音もて
太字とよべるや、本草啓蒙四十三の巻禽之
一ノ二丁鸛の条も、鸛経を引て、異名を烏童(トウクワン)と
記しぐれど、善知鳥ハ鸛の類もあらず。鴟(カモメ)も鄰(カタ)
き鳥なるべば烏童(トウ)の字音を名とせるもいあら
で、其鳴(ナキ)声(コエ)よりおのせし名(ナ)ならべし。
安齋随筆、洗革(ウメフト)云フ鳥、奥州辛都ノ濱
ニアル、母鳥砂ノ中ニ子ウミ、沙ニテカクシ置キ
テ、母鳥飴(ウ)ラハコビ来テ、ウタウトヨベバ子ヤス
カメト答ヘテ出テ飴(ウ)ラ、猟人ガ母鳥ノ
声(コエ)ヲマ子テウタウトヨベバ、児ヤスカメト答ヘ
テ出ルヲ、捕ルトゾ、児(コ)ラトラルレバ、母鳥血ノ涙
ヲ流ス、其血人ノ身ニカヽレバワロシトテ、袈裟
ヲキテ児(コ)ヲトルト也、云々、
按ニ、此説前ニ太平記ニ据ル処ト、此外善知鳥
の説、謡曲拾葉抄十八の巻、善知鳥の注、和歌名所追
考百十一の巻あどもおなじ。其図ハ烹雑記上巻十八
丁うつせり。
屋代弘賢善知鳥考(古今要覧稿部)ヲ野中於三郎(御徒目付)
曰、予文化三年蝦夷ヨリ在シ時、漁人ヨリ託シテ乞タ

うをとらせてとて其皮を全剥なせしを秋藏
せり又曰或人云冷泉家の説ならん延暦の比
までは伊勢國より貢ぎ奉りとぞ古歌なども
よく合せられば松前よりなりし時土人など河し
まで今はあらだといふ三燈稲荷の神職佐々木大
和曰松前家の先祖いまだ秋田城介なりし
比秋田へ下りしものにて其津軽青森と
いふ所にて善知鳥をとらえしといふ其時の紀
行など見えたりその後二百年ばかり行方をしら
ざりしが明和の比松前の家臣秋田藩右衛門と

いふもの松前より三四里西の方なる人も通ひ
ぬ小嶋よりとりし時異形の鳥をとらんて鉄炮をも
おとめらるゝをも皮鳥悲鳴して雨のごとく露を降
らしたりしかば奇異のことゝて人々あつまりを折しも
花山院家の雑掌滞留せしが是をきゝてさてく
うらやましことて家来をあつまりて本主なもやしいの
ば花山院家より和尚(本ノマヽ)ありそれ再びの鳥をとりお捕ふ
る時の悲鳴のありさま上件のごとくありしとの
や是もまりてありあふ三百年はかりさきの津
軽の居しもの昭和の比七八十里北の方へ移り

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

しも今はそこもあらびといへば猶北方へ走
そうろう風ごとに推量して蛇を取漁人おうくの
ごとくの多あらば捕て来きといひ付しうば西
蝦夷の内テウレとりも嶋ヤンケシリといふ嶋
の辺にて捕しとて六月の比おこせし文に捕ゆ
たる時いつまと囚ひけるが悲鳴て露をおとせしを
ず友鳥おほくむらがり悲鳴て
雨のそそとひきいるもし
島の松前うりの百餘里おも
1類せしとかふ云こ

按ずに烹雑記上巻九十ウラ、うなかるふを善知鳥と書よ
しい氏鳥甚しく人をおそれ又よくその友を
愛んもしその一隻(トッ)を捕ゆるうあらば
もろともの〳〵うち翔(トビ)めぐりて鳴こと甚しく
涙を流す雨のめしとうもん故に善知の二字
を当うる歟又鴫とも書り甚義詳ならずと
いふ

又云、秋名の条ほろろ、松前方言うそふ云こ
又云、正誤の条野中新三郎説ほろろ、蝦夷方言云こ
あらぶるうぐいす、ほろろ紅涙ハ涙ほろ
ぐるうぐいす、ほろり津波を云るやとい

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

う又くれちかるよしさこそもとも云こ
謡曲拾葉抄十八の巻善知鳥の注に鶺鴒も書異
名ある鳥と云其事をひろめるそいつ云こ
與清曰善知鳥は鴫の種類也宇多宇とよめは母
鳥の鳴声ぬれうちかへ雛の鳴声あるをいまくな
るを忘いうたらん又はうちそちそちそちそちそ
異名ある歟鳥とつめ善知鳥の字面は謡詞に始
て見ゑ沙鳥は渕中に穴しをり子を生ゆゑ名ふべ
し鴫の字はる同義之杉前の方言はつナギといい
るは一鳥捕らるをば衆鳥驚をはゞかりて悲鳴を

ふゆゑ女姫老人がうとよぶは皇国人
のうちうちといふをよこゑまうたらん之奥羽観速
図発志る鳥鷸の字を用ゐるいは鳥童蘿などに拘
て作り出たるものゝし假名いは決ぐけもど志
ばらく新撰字鏡吾妻鏡は従て宇多宇と書べし
又地名ふ善知鳥とも安潟とも比鳥の名
もとりあいせる而已ゐて本列義あるべし出
崎あどをウタウといふを鳥頭と書いふの頭の
良よりおもひよれるなるべければ善
知鳥と歌鳥太宇と歌書きれば假名なるべし類

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

集名義抄二の巻口部ま、嚆ウタフと有、きて善知鳥を歌ふうたの詞の陸奥のみの濱なるものがこと云とはいと古歌なるべけれど未考へ出ざれば謡詞を出処とすべし謡詞ハ寛助僧正三四代の比よりや結崎世阿弥が作あそばし又藻塩草ニ載る子を想ふ涙の雨の笠の上ニ云ふ新撰歌枕の子を思ふ涙の雨の血ニ染ばと云ことなどもよく人ちがひされど古歌と申ス

第九金平午房金平娘金平糖

門人渋谷保之いへらく越後國ニ金平といふ

謡ありその曲節経なども作りとそ

の金平ハいかなる人ぞと問ふ公時の子ニ金平と云て頼義の四天王の一人の勇士の子ニなきにより設らるゝ是れが強きものゝたとへなりキレヒうといひて越後ニハ金平午房ハ必蕃椒を加て調味せしゆゑそれも塩味多き也ハ金平ナラズといへりとなん金平の子ハ燕石雑志四の巻九丁ニいひるれバ考べしさてハ江戸ニて元氣娘をキンヒラといひ又金平糖とりなも実ハキンヒラ糖ニて娘の氣の強きをキレヒラ砂糖の

甘味強多ヲコレヘイタヾ
ク之ヲ傑倍稱ス仍テ米之
村の里長之ヲ之ハ新浮ヨ
妻ハヲヲ子トリ夫婦共ヨ余ノ門人也ヲヲ子
ハ山登検校ヨ學ビテ琴ヲ
第十舞蹈考
舞蹈ナヲハ踊舞拜舞ナド
手之舞之足之踏之云ニ孟子離婁上不知知足之
手之舞之云トアルヲ出處ヲ不知ヲ其字面六朝
のものヽ足之梁簡文帝ノ悟舞踏之心終愧ツ
清風之藻ニ云ヘル元帝ノ與蕭諡議等書

瑞象放光像ヲ將ニ旬日ニ舞蹈之深キ形ニ
于寢ニなど喜悦の予ヨ用ヲ唐代ヨハもは
らヲヲこびまヲーの作法ヨありヲん唐書礼樂
志ヨ皇帝元正冬至受群臣朝賀而會前一日ニ尚舍
設御幄於極殿ニ云テ宣制曰ク履新之慶與公等同之ヲ
冬至云ヲ履長ト在位者皆再拜舞蹈三稱万歳又再拜云ヘ
光禄卿進詣階間跪奏稱臣某言請賜羣臣上壽ヲ侍
中称制曰ク可光禄卿退外詣酒尊所西向立ツ上公詣
酒尊所北面尚食酌酒一爵授上公上公受爵進前
北面授殿中監殿中監受テ爵進置御前上公退北面
跪称其官臣某等謹首言ス元正首祚冬至ヨ云ヲ天
正長至ト臣某

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

等不勝大慶謹上千秋万歳壽再拜在位者皆再拜
立於席後侍中前進制退称敬挙公等之觴在位者
又再拜殿中監東爵奉進皇帝挙酒在位者皆舞蹈
三称万歳皇帝挙(酒)詑殿中監進受虚爵云々まり杜
審言が傳(文藝傳ノ上)も武后召宴審言将用之問曰卿喜否
審言蹈舞謝后令賦歓喜詩云々白氏長慶集(一の巻)
賀雨詩も冠珮何鏘々将相及王公蹈舞呼万歳列
賀明庭中云々同書(十五の巻)渭村退居寄礼部崔侍郎
翰林銭舎人詩も傳呼鞭索々拝舞珮鏘々云々慈
恩傳(六の巻)も鑾鞏至此御膳順宜凡預含霊孰不蹈

舞云々(七の巻)王公百辟法俗黎庶手舞足蹈歓
詠徳音内外揄揚云々あるが是後の書ものは蹈舞
拝謝(宋史礼志)再拝舞蹈(同司馬光傳)などゝ見おなし史学
指南(礼儀部)も舞蹈以手曰舞以足曰蹈云々礼記樂
記(注疏本(註七の巻)ニは不知手之舞之足之蹈之歓之至
也疏ニは嗟歎之不足故不知手之舞之足之蹈之也
者言雖復嗟歎情由未満故不覚揚手舞之挙足蹈
之而手舞其體足蹈其地也とあるより是義審之
本朝ニは續日本後記(十二の巻)ニは菅原清公奏云々弘
仁九年有詔書天下議式男女衣服皆依唐法五位

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

已上、伝記、改従漢様、諸宮殿院堂門閣皆著新額、又
肄百官舞蹈、如此、朝儀並得闕訖云々内裏式上巻元
正、朝式、王公百官共称唯再拝舞蹈、武官、倶立振
旆称万歳、不拝舞云々、中巻新嘗式のなどもそれ
なるべし
嵯峨天皇の弘仁九年以来の例、その所作は侍
中群要一の巻職人の条、拝舞、先再拝若有官者、笏置
左手下地、上起再拝、次乍立無
笏、左次乍居小揖、次乍立再拝、次
中、未、巻、式、器部、儀
乍立揖云々、拾芥抄
取笏小揖、立再拝云々、源氏河海抄桐壺の巻、舞蹈、
手の舞足の蹈之、北山記曰、再拝、次左右左、立次左
右左居揖、後立拝、次小揖、今按、先立小揖、次再拝、次
置笏於左、立左右左、次居左右左、次取笏居揖、次立
再拝、次小揖、退出、已上内院之儀也、他所只再拝、退
出、一説、前中後揖有無、依官也云々、作法故實、舞
蹈事、依事或二拝、或舞蹈也、舞蹈者立左右左、其後
居左右左也、是臣下之舞蹈也、此躰顧左之時、以右
手取左端袖上、以左手入左袖内、下方、左手在袖内
也、右准可知、不顧左之時面不屈不垂、有口傳、天子、
者右左右也、朝覲之時如此、春宮、先々有沙汰、左右

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

左右左右之間人〻所為不同一說云知世之院并
國母之外不舞蹈其外於院宮关人臣者二拜也於
神者兩段再拜（再拜之間東人所頻於佛者三礼也昔法皇御
所奏慶人等不帶劔笏三礼也寛平法皇圓融（院）一條
院等類如此然喜帝朝覲宇多法皇之時如尋常法
皇曰我受盧那形学三乘法准佛躰置笏又手可三
礼其後朝覲如此白河院始而雖為法皇行法世事
人〻帶劔笏拜蹈如常然而猶俊明卿置笏三礼云
〻又云帶弓箭人舞蹈異說事帶弓箭人不為舞蹈
也又八條相國三條内府舞蹈之由見野宮記又大
炊御門左府経宗公說不為舞蹈云〻多不舞蹈之
說用之介者不拜云〻本文心不正之由見野宮記
但介者不拜常用之說也又列儀之時傍御舞蹈相
國公房或罷居罷立奪記也如何可為了見者也云
〻明月記寛喜三年正月九日の条に抑叙列作法
所教訓無相違由兼之其中伊成二拜（元衡同之）民通二
拜置弓立左右左坐左右左右左一拜立一拜立二拜三人
相替若其故候欤荅云御給事實以厳重兼說彼二
人作法帶弓以前不舞蹈只二拜之由称大炊御門
左府記說入道左府（實）入道相國（頼）縁者皆用其說

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

近代之儀也普通說皆以舞蹈坐左右左許畧之儀
惣不聞事也只至愚之故欲其少將之躰不足言之
由兼之答此両不舞蹈之說本文衆者不拜云〻以
及者不拜之本文帶弓箭拜而不舞之儀無性躰事
欤両公之不知史書之間妄推量之儀欤依無若
どの說も考る先再拜〳〵と勞を左手の下の地上
は置次ゟ立あがら袖を垂て左を顧右手して左
乃端袖の上を取左手をば左袖の内の下方ゟ入
然ばきば左手は左袖の内にありありさを左
とのみ次ゟ右を顧左手〳〵て右の端袖の上を取
右手をば右袖の内の下方ゟ入ゝ之を右と
りみ次ゟ又最初のごとく左を顧て行之事
右右左三度也然て坐て又前のごとく左左を行
ひ地上ゟ置左ゟ勞を取立て再拜し小揖して退
るこそ少〻のかけりめの說あれど大概のくの
ごく心得べし荷田在滿ぶ大嘗會具釋奠
拜舞ハ再拜舞蹈スル也再拜ハ本ヨリ拜謝ノ儀
舞蹈ハ倏躍ノ義ニテ手ノ舞足ノ蹈ヲ知ザル意
ニ其儀先ヅ立テ笏ニ両ノ手ヲ揖テ再拜シ次ニ
居テ再拜シ次ニ笏ヲ右ノ傍ニ置テ立テ左右左

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

二舞次ニ居テ左右左ニ舞次ニ笏ヲ把テ立テ初ノ如ク再拝ス、イツトテモ拝舞ノ儀ハ如此ト云リ、武官弓箭ヲ帯スル人ハ舞踏セザルナリ、又法皇ノ御所ニテハ三礼シ(三礼ハ僧家ノ礼ナリ)或ハ舞踏スル二儀アリ、次ニ郎百首後頼歌ヨミシハ本ヲ尋ヒノシツ杖(一本作ヨミ)ヨ折ウテ左右左ヨデヤヨーマロブ履キ(一本作ヨマ)ト云ヘリ、衛門府ノ異名ヲリ、衛門督ヲシテ大和物語、良少将ノ条ニ見エタリ、監ノ命婦ヨシ女ノ依ヲリケルカシ(ハヽキノ森ノ下草オイヌヤモ)ヲ下草ノ事ヲ問ヒケルニ返シ(柏木ノ)

まあるも思ひかあらんとぞ
こは續古今の恋の二ツも
絶言數忠兵衛佐ヲ依ケル時ヨリ
人しきだたの先しことい柏木
んせよおりうり、此歌(和泉)童蒙
して未向ちりけりとあり、又拾遺抄、第九ニアリ、古近少将季縄ガムスメノ歌ナリ、中納言敦忠
兵衛佐ニハベリケルニ、ソノビテイバッチカギトヘリ、桃草子、春曙抄ニモ、柏木ノ神ノヲシヘラン
ハイフナルベシ、兵衛ヲカシハギトイヘリ、桃草子、春曙抄ニモ、柏木ノ神ノヲシヘラン
ハイフナルベシ、兵衛佐尉ヲ云ヘリ、此ニ兵衛佐ニ成テ葉ヲ
ノ神ノヲシヘラン三ノ下巻異名部ニ見エタリ、左右兵衛カシハ木ト云ヒ、柏木ノ古葉
ヨ、左右兵衛カシハ木ト云ヒ、柏木ノ古葉集上、三ヲリモ、河海抄、
ハ木ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
十四ヨ陣門柏木ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
門ヲ云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
ハ木ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
十四ヨ陣門柏木ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
門ヲ云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
ハ木ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ
ト云ヒ、源氏ニ柏木ノ色葉集上、三ヲリモ、左右兵衛ノ官ヲ云ヒ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

柏木の巻よりおこりて、柏木衛門督と史記亀策傳より柏督二字を、柏衛門督と改ふるなほこれ官の通称とさきうつめしうり後よハ一方に思ひて、奥義抄、下の下、袖中抄、十五、色葉和難抄、四、八雲御抄、三の下、藻塩草、十五、あるものなほ、くさ葉のよしを注せるやいひ集、三、ハ、異名なり、とハ、無漏のかから名ハ、あらず、古ひめしづ枝ハ、ハ、ハ、

比奈をよそる思いざらあるも四位をよ
せそうるや、権家の袖と
服の名之、秘蔵抄、よ
ら
ら
ら

ミ舞踊左右左を行ひ臥轉べきをうりその喜悦
も不堪よしこきて左右左は臣下の作法すて天
子朝覲の時ハ右左右ミ世俗淺澤抄下東宮りの
事をも決〳〵る説をけ歩ハ時宜よろこぶべく
如伊勢ものハ笏をしも神を引て八度行あと後
訓栞十六の巻 ものいへるも両段再拝より酣酌せしよ
新儀式四の巻 三代實録四の巻 一宝穂物語俊蔭下
三処吹上の上二処同下三処藏開中國譲上の一楼の上下の二 枕草紙春曙抄一
今取つへハ如上巻 栄花物語初花 源氏物語桐壺 西宮記
北山抄江家次第建武年中行事公事根元日中行

事世俗誤深名目抄などに所見枚挙がたけれど
こゝ舞踊と書き者なるべくもあらずとよろこぶまゝ拝舞
といふもおなじ踏舞の字面ハ漢籍より已え
て本朝の故實なり且用ひ又連歌の発句なども
みといへるハ類聚名物考人事部十二 たとつハ柳営をや
きのとなみ新續古今集序 菜門をくゞりのかと風雅雑下
帖ノ二ノ二処夫木雑十五ノ三処 金銭花をおかねの花
狂夫木雑三 あだなりや類なきをいふ
定てそのまゝからめとぎれも私の

第十二九月十三夜

中御門右大臣藤原宗忠公の中右記保延元年九
月十三日の条を参看雲浄月明是寛平法皇今夜
明月無双之由被仰出云々仍我朝ニ九月十三夜
為明月之夜云々翰林五鳳集十八の巻秋翫僧三居
が詩序に丁丑九月十三之夕厚應尊君佳招而詣
閑下于皆月色娟々興殊不浅予曰今夜亦有明月
之名與仲秋同蓋有故乎君曰其事従古邦酉々天
皇而始其博識可賞矣云々賦五絶句錄呈之云氷
輪團云出晴嶺万里無雲夜色静正當九月第十三
天與仲秋無両影云々躬恒集奉和清涼殿の南の
つまみづは水をぐりいでてもる延喜十九年
九月十三夜その宴せさせたまひてそのかみの
あり人々歌奉る
もろともにそのかみ山をいでしかど
いまはみやぢのよはの月
(按ずるに延喜十九年九月十三日亭子院風月の
秋ごとに歌古今六帖一秋の月歌ねんごろにして出せり拾遺集雑
の部に載たり按ずるに中右記翰林五鳳集躬恒集を据て考る九
月十三夜賞月ハ寛平の御門ありあの後法皇と
きこえあげし時をはじめて賞しなひ延喜十九年
九月十三日の夜内裏にてもの宴をせさせ

へ下ん三益の詩の序ま雨に天望より始とつゝ
ゐを法望と天望と同時ま
ゐあはしましと賞月ま
ゐあはしまさん歟こゝをもつべし此後物ま
は源氏ま務の巻瀬月抄本四十八丁ま
ま多る空就あ名て十三日の月いと花やかま
ま多し出ぬれば就くらの山をたどるまじうおぼ
ひろお云ま清ま九月十三夜こゝ云こゝ栄花物語根
合の巻四十本四十ま九月十三夜月の夜のおもしろ
ぬお師あるべあり二位中ごん家後さうのこと師
賢の卿ま云ごん政長の卿あんといま就つ

夜ふくるまゝお月ひかりのどかなるに
りふひろくあかきまゝ
おほとの師
冬ながらでき空けき月ま
ねどま氷しまけり中あ
ぶ就おもふ空けきあ
月ま名ま多ながらん中ごん雅長
ま就まで空ひま空べきこれのあ
どけくや空ごろこゝろ
いまゝより流ま水の月あかのうつれる

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

和泉の名所吹井の浦ハ天平勝宝元年十一月十
三日の和泉國泉南郡久米多寺坪付帳ニ吹井里
一坪冬殿云々トアリ續日本紀ニ天平神護元年
（廿六の巻廿一丁ウ）十月甲申到和泉國日根郡深日行宮云
々平家物語八の巻室山合戦の殿（廿四ノ十オウ）播磨國
高砂ヨリ船ニ乗テ和泉國吹飯浦ヘ押渡リ其レ
ヨリ河内國長野城ニ楯籠ル云々同九の巻六箇
度合戦（十八オ）の条ニ能登殿ア（十九オ）マスナト云
ゾヤウリけるといの跡
ろありしより續世継（こうきの巻廿一丁ウ）古今著聞集（四の巻十七丁オ）
一の巻廿七丁ウ）古今著聞集（四の巻十七丁オ）の類
書ニも歌ニも所見ナシトあげつらひべう
らんでさて後の歌ニハ秋の二夜とよみ真名文談
記ニハ九月十三夜名（継筆會ト）いつゝ詩ニよめり法
性寺関白（忠通）御集十三夜翫月七律ニ同寛叙ト月
相臨（後扈）翫秋望（巨禁）潘室（普照）凌雲（詵）蔣家（詡）舊径
踏霜（尋）十三夜影勝（於）古類百首（前
軒廻）菊見（清明）此夕價千金トいへるハいと名高

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

教ニ攻玉ヘバ安摩六郎叶ハジトヤ思ヒケン和
泉國吹飯浦ニ楯篭ル又紀伊國住人園部兵衛忠
康是モ平家ニ矛快ケルガ安摩六郎能登殿ニ手
痛ク攻ラレ奉テ和泉國吹井浦ニ有ト聞テシノ
勢百騎計リデ和泉國へ打越テ安摩六郎園部兵
衛一ツニ成テ城郭ヲ構テ待処ニ云ニ源平盛衰
記卅の巻能登守教経ノ高名の段卅丁ヨリ淡路ノ安
摩六郎能登殿ニ被追返テ和泉國吹井谷川ト云
行ニ着タリト聞テ云ニ長門本平家物語十六の
巻能登守教経ノ合戦の条四十ウヨリ紀伊國住人
蘭兵衛重光トいふものこも源氏よんざし有
けるが淡路のあまの六郎こゝ漕戻り志有て京
へ上るなるが紀伊國ふけひこがはとやら浦
みのあとさきにて一ッに成てありけるを聞出
殿紀伊路ヨリ押渡てこゝを攻めたゝかひ十人頭にてきり
て福原へ参るこゝ万葉十二の巻四十オ時風吹飯
乃濱尓出居弖贖命者妹乎懲社
抔ヨリ仙覚抄ヲ越前ト云ふいつゝの誤也紀伊和泉
両處ヨリ同名あるなど續日本紀ヨリ和泉日根郡深
日行宮ヘ行幸寛平菊合の歌詞書木抄四十四オも和

泉ふけひの濱の葉とあまが氏万葉の歌も和
泉を宮もゝし和泉志の巻日根郡村里部ニ丁ニ
ある深日、舊作吹飯ニ云と同山川部ニ丁ニある深日
渓源出テ孝子畑ノ東流入レ海ニ云ニまた吹飯浦、深日
村、澳津以下倶ニ名區云と同古蹟部ハ丁ニある深日、
行宮、深日村ニ云と同丁深日村城云と同文
苑部十一丁ニある吹飯浦云と石橋氏の和州志の
巻廿七丁ニある余按ニ吹飯、紀伊册後有同名夫レ名所之
有同名也其歌難辨別者往々在矣今以近来名
所集記之蓋清正宗于庐主之歌為和泉、深日ト非
也三首共ニ紀伊國也ニ吹上吹飯同所二名也其證
如レ記レ左ニ矣後世深日ノ浦ニ詠田鶴者皆依ニ清正之本
歌也然則紀伊國吹飯歌云と藤原清正家集云
紀の守りありて又殿上もものどかなる
風ふけひの浦よりもこぎのるどの雪ゐかに
つらざらめき大和物語云ふ右京のうみ宗于
の君ありけり出でゝ住ぬる後身のそうもなれる
を思ひおこせたるつゐでに
のくもり石ばきくもりうちしぐれ
けりを題として人々歌よみけるに右京のうみ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

おきつ風ふけひの浦よたつ波のおどりかさ
〳〵よるまいしづまん庵主集僧侶法師云きのくみ
吹上のそまもさやけきよ月いとおもしろし
比濱は天人あそびくだりてあそぶといひはる
〳〵るおもえばおもしろし今宵の
空もんぼそうあいきえ夜の更行まくまあと
のうはげの霜打拂風も空淋うてたづけるこの
まて友をよぶ声も更ゆくこゑもあり
あいまえこゑあよぬさまくしく乃鳥どもあな
たの濱まちわびてなくまんあきまあまも

いきあるまつのきり枝しをとめこの天の羽衣
ひきつまてもべもふけひの浦よおもらん
玉勝間九の巻十ウより新古今集雑ふ藤原清正
あまの風ふけひの浦よおもらんのあどう雲
みわ〳〵らぶ。つき比歌集詞書ふ紀のも
うなりてまる殿上もか〳〵りせでと有又大和物
語ふ板おきみ宗干の亭子のみかどは
きのくふうり石つきうみをおもしろしと
を題ふて云と
おきつ風ふけひの浦よ立波乃なごりまで

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

又ことかいしつなん又庵主雅野紀行よ紀の國の
吹上の濱まつかまれまつ月いとおもしろし吹濱
の天人はねうちてあそぶといひつるへたる
和文ども

をとめらがわすれ衣引つれてむべもあけ
ぬの浦よおもらん月の海のおもやどるを
濱のまさごもあらみをとこんそ

月を浪めつる玉り又ありきやとみわのう
らのあまをとつて又ことをたちのあけぬの浦ハ紀
の國ふそ右の庵主の歌よれば吹上の濱の一

名之ふけみとりふ名ハ風の砂を吹あつむるよ
しふそ萬葉集の心之風の砂をふきあつむとハ
氏吹上の濱ハ西南の風をふせき時ハ白砂を高
く吹上て一夜のほどよ吹あつめて山をなし又
吹ばしのほどよふきちらしてもとの平地となる
り或時のまよその形をかへこれよりて吹上のさまよいろ之公任卿集よ吹上
はまよまいつるぬ風のおきあぐれば霞のたゞいはぬおりぐりたゞびくやうなる名まよ
古今顕注よも吹上ふのおとしろきと中ハ名と

吹上の濱とハ風のいろく吹て波のさまざまを

為家卿次上の濱のまさご山とよみ給ふる歌名
家ともえも草根集にも
時のうち生ひ初し山谷をはぐくりのべたる
紅伊勢のしほ風などあるうへ冷泉府城の西を砂山と
てちひさき岡のあるもいとしるしそのあるうへ
も次上のうちそかの砂山の殘をぬけみ
とも次上ともつゝ名のよしかくのごとし免
る出せる清正の歌のふけみひらて假
岡とかゝるも誤之和泉ちかふみひらて假
字も異之紙の岡のはゝけみをべし又紙の
日高郡の海辺よもふる地の名あれ
ども本のしの歌ともよふ免ふいそれふあら
ばと同し書ふいつゝ名橋秀榮のあらり今名按名績考を指て同し書
といへる三の巻以下此記中ユ名の意我風の例を吹あ
つもふしてみけみと書べ
しといつるいうけらさば物をあつもふをを
とのふをなしさまバ假名もあらふ定めぐゝし
ちばらく和泉のごならひてみけひとぞ書べき
云々
按ふ此記今按名績考三の巻ユ見ゆ勝地吐

懐紙なども比浦の子育可考合して假名は天平
古文書の吹井續紀の深日万葉の吹飯と書るを
併べ比井相通ハして書るなるべし走をワシ
ルとまハシルともいふ類さ社と多譽る從
て吹飯と書るもあやみとしるべし
夫木抄秋五菊の部に寛平御時菊合歌云〻和泉
ふけひのそまの
ゐるくと云ふもさるる冬ごろ花うつろ
ふとうらみむらん

第十三菅裁物忌

止由氣宮儀式帳 群書類從本七十五 に次に取吉日、山口、神祭
用物并行事如左、云〻庸布四段給大内人一人菅
裁物忌一人父一人御巫内人一人各一段
按庸布一段〻、大内人と菅物裁物忌と菅裁
物忌父と御巫内人とに給ふなり菅裁物忌い
ふもあまたの父ゞ相添て事を助くるなるべ
し
又 ホ 即菅裁物忌以忌鎌豆草木苅始然以後諸、
役夫等草メ刈木切所〻山野散遺云〻
按菅裁物忌は草木を刈切始より忌鎌取持て事

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

始の作法を行ふ之を菅ノ清ノ祓と云
詞は通ひ音の如し
大祓詞は天津菅曽乎本苅断寸刈切八針
乎取辟て云ク神樂酒殿歌或説はあめのとみの
あなひこねをさきけはらひいのりことは
今日のひのためにとかくあるなどもこめきて菅裁は
清ノ断ちて清ク〳〵草木を断刈よしの名之
又八丁次取吉日為正殿心柱造云ク庸布四段給フ
大内人一人菅裁物忌一人御巫内一人父一人并
四人各一段云ク

又八丁次取吉日宮處鎮謝之用物并行事如左云
ク菅裁物忌一人父一人并二人明衣給フ其祭ノ
告刀波菅裁物忌父申祭供奉所侍造宮使中臣忌部然
祭仕奉畢時菅裁物忌以浄鋤ヲ宮地穿始奉ル云ク
浄鋤ヲ宮地穿始奉ル云ク
按ニ氏ノ菅裁物忌の名あるは出ル歟又一丁ウ
菅裁物忌無位神主米刀自女乃ち者那天木を
切ル始草を刈ル始宮地を穿ル始ある歟女之
処嘉大神宮式ニ根倉菅裁主師器作物忌等
三人并大物忌御炊鹽焼根倉菅裁主師物忌等父

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

六人云々
按ずるに此の式中五尺已上なるは
之を挙げ
二十二社註式（群書類従本八下オ）度會宮職掌人の条に菅
裁物忌云々
按諸社根源記はく同説之
與清曰菅裁物忌ゑらくは
と訓るはいかゞ
うべくもスゲはソゲと通ひ蒭穢を拂退穢土を
穿退るをいふより名おへるも菅をつかふ

祓の具を用て物をうらひ退て清くしつるを
もうべし清くしつるを詞も蒭穢を拂退たる
汚の清きよりいの清きもいふ物忌は
神宮雑例集、供奉始事、条に大同二年二月十日
大神宮司二宮祢宜等本記十四箇條、内朝夕御饌、
条云、皇大神宮倭姫命戴奉天五十鈴宮に令入坐
ら鎮理給時に大若子命子大神主止定給天其女
子兄比女乎物忌と定給天云々又大神主が仕奉氏
人等以女子乃未夫婚一物忌止為天令供奉云々
どこゝもて知べし

第十四馬手指鐙通

高舘草子よ亀井六郎ちぎれて出たり肌よ顔てはへひせいがりのはづだうひろぶきのくくりをめのて李のきうろこて白檀みづきのみみたびもろかねてちぐのようあんぐりたてしかうよしきとしものねの腹巻ざつくりうみ弐尺(イトヒオトシ)威の鐙二両あ

りあがつて高ひぼうけあの上帯(ウハオビ)ちやうどしめた寸五分の鐙どをしをめでのときそしたりくり一尺八寸の打ぐおお三尺八寸けいしあひ作りのこちはいて四十二さいくうす百うを矢だうをつてはけおひしもの五枚うぶとき鍬形(クハガタ)打てあくびき向あや乙ほろをさつとのけめうごめの弓の四人張せめのせきづるうけさせなん中みぎりようくうこと敦盛草子まる平内左衛門兼てぞんびる者ときいてまゐりんと屋形のゆまは

つといつていでたつその日の装束はそなやう
ふこそえぇはけき肌ふ白き帽子(カブゾ)ふろふを
つて引ちがへめちんのよろひこそ註の四ッの
くゝりをぬゝくゝとよせき牡丹唐草のさゝうの
きてびやくだんみがきのかぶねあてる柳子ふ牡
丹のふいぐそしいとひおどしのよろひの胴
時とかゞ文くをちくさぬりもゝきつくときぬは
てうはおびちやうどしめて九寸五分のよろひど
ねしをめでのときそさいて一尺八寸の
おつ五十文字ふさゝたまくふ三尺八寸人ひけるふ

赤銅作りの太刀はいて梨子地おどしをちま
きし白柄長刀を杖ふつき弟ふ
もを七八人おぐし云て
按右の二書ふ九寸五分ふ
でのときふ指とあるハ今ふ馬手指之鎧ど
ふし必馬ふまさたもめふ
当ハ打刀ふ十文字ふ指太刀をはきて右乃
方ふ鎧どふしをきたるふ九寸五分の鎧と
ねし和田酒盛草子ふも見えて刀鞘巻の類之
永正四年の細川澄元の肖像ふ馬上ふて長刀

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

左右手ともに鎧徹し左右の脇よりさし左右の刀を佩くる図あり打刀さしくるまふ乙乙鎧徹しの柄ハ赤糸にて鞘ともに帯留ありて鞘あらぬけざる用意したりさて下緒にて帯と結付くるさまもかの甲冑流歩騎必用二の巻兵具部野太刀妻手指心得の条妻手指ハヨロヒドホシノ刀馬手ニ指故名トス妻手指ハ折金ヲコジリノキハニ仕付テ折金ノ頭ヲコジリノ方へムケタルモヨシ子細ハ下緒ニテ折金ヘ引カケ止レバサヤ落ヌ故也云々

第十五御所号

源平盛衰記十三 高倉宮竜三井寺事条ニ高倉宮ハ三井寺ニ逃竜ラセ給フヨシ云々大衆ハ哀ニ忝ノ思進セテ蜂起僉議シテ法輪院ニ御所シツラヒ懐キ入進セテ云々

按ニ高倉宮の御住所をいつもり宮ハ後白河院の皇子ゝなどゝはしるさゞりしなどゝ大平記十八一宮御息所事条ニ御所待ノ御格子

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

進ラスル音シテ早人定リヌレバ云々
按ニ今出川右大臣公の侍を指て侍所侍といふ之
玉勝間 十二巻 御所様大御所の条中原康富記ニ伏見殿(天文の事をも申すにや)とも廿六日参ニ伏見殿(ニ候)宮御方(永正三年七月)御讀大御所有ニ御出座一とも見ゆ大御所とハ真成親王後諡ニ後崇光院一ともいふ之云々
按ニ親王家を侍所ともいふ例
又将軍家ハ侍所大将所の称あるゆへ秋草人品称呼の条ハ難太平記を引て足利将軍初代

のよしいふ尤侍所ハ
中の侍様衆所也小侍所ともいふ
行事ハ小侍所奉行侍方侍所様侍所造ルなど
の名目あり鎌倉御所小弓御所古河御所堀越
侍所阿波御所なども将軍家の御称号ハ
准據せり
三内口訣侍所本所侍方等事条ハ侍所ハ大臣
家以上之家ニ執ル事ニ主人之故家僕等称ニ之ヲ一公卿ヘ
不ル出ラ一ト惣別依ニ又賞翫ニ詞有之事ニ一連歌一
道ニ法師ヲ一ハ侍所ニ字ヲ付テ一ト来ル然処官位剝

呼唐名人の外に曲事人大臣に孫以後右於内儀
モ侍所と号不可有事に候雖然先祖家僕而に参来
故不改儀モ可有に候歟関東諸家中久我侍所
小弓侍所多有と上は不及異論に候歟
按に故實拾要七巻の
侍所と称ふる事天子仙洞
とも申し右引歌親王皇子将軍家ありて
公方の侍家ないへり又大臣家の侍所といつる
ハあるまじきよし三内口訣に見えてこそ太平
記ハ今出川右府の傍を侍所侍ふいつり親王

将軍家ハ大侍所の称も有と知べし

第十六道の長手縄手高縄

万葉集四 一左 門部王恋歌
滷之 片念尓思哉将去道之 永手呼又
宿持 更贈紀女郎歌 野干玉能昨夜者今還今夜
左倍吾手還莫路之長手呼同五 大伴君熊凝
歌 國遠伎路乃長手遠意保々々斯久許布夜須疑
南已等騰比母奈久又 大伴
良農道乃長手遠久礼々々 都称斯
利豆波奈斯尓同十二 歌
莫去跡変毛来哉

常顧尓雖往不帰道之長手矣同十五左丁中臣朝
臣宅守歌ヨ君我由久道乃奈我毛手久里多々祢
也伎保呂煩散牟安来能火毛我母ま良の道之
永手は道之長道の義そ同廿左丁大部足麿
歌ヨ多知波奈能義衰利乃佐刀尓父手於伎豆道
乃長道波由伎加豆努加毛とあそば之神代記上
十四丁右ヨ長道盤神ありまは長道辺欤長道方欤名
義考べし中古縄手とつゞめも長道を訛る称之

第十七井堤井戸土手世のゐ南京手琉球手
中手奥手行手江戸山戸あでの中道

井提の川屋
万葉七左丁歌ヨ泊瀬川流水尾之湍乎早井提越
浪之音之清久同十六丁右ヨ朝井代尓来鳴景鳥汝
谷文君丹恋八時不終鳴同十一廿四丁左ヨ朝東風尓
井提越浪之世蝶似裳不相鬼故滝毛響動二又
丁玉藻刈井提乃四賀良美薄可毛恋乃余扶女留
吾情可聞同十四十三丁左上野歌ヨ伊香保呂能夜左
可能為提尓多都鶏自能安良波路万代母佐祢乎
佐祢色婆万葉仙覚抄十三十八丁右ヨ井でとはる
みなり云く和歌童蒙抄風部一巻ヨアサゴトニ井ゲ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

コスナミノタヤスニモアハヌモノユエタキモ
トバロニ万十一ニアリ井提ハヒキヽナレバ風
ノ吹シニ浪ノコエンヤヤスキヽ云ヽ奥義抄中
下巻（サ六丁右）四十三段ヽ井手とハ万葉ヽは井提と
ヽきくゝり川ゝどおせきたるをりあゝ云ヽ八雲
御抄三上巻（十九丁左）堤条ヽ井てと云ハ井提とかは
りひきなるはゝみゝ云ヽ色葉和難集六の巻井
条ヽ奥義抄云井ゝとハ万葉ヽは井堤とあけり
河浪をせきくゝるをいふゝ云ヽ色葉集中三巻（七
丁右）九十八段ヽ井ゝとハ井堤とのゝり云ヽ藻塩

草五の巻（サ一）堤部ヽみてこれ波井堤とかけり
井てハひきなるはゝみゝ云ヽ與清按ゝ井堤は
池辺河辺あるよりえて堤をハ論をけるどと
手とハいへる語は辺の義をもてるべしそは川辺（カハノヘ）池辺
などヽ築（ツキ）設て水を堰留（セキトム）るゝの名もやありけ
ん又通はして井戸ともいへり催馬樂淺緑ヽ万
太波（メハ）太為止（メドナ）奈留（ルセ）前裁（ンザイ）安支（アキ）波支（ギ）奈（ナ）天（デ）之（シ）古（コ）加良保（カラホ）
比之（ヒシ）太利（メヤ）也奈支（ナギ）支（ギ）とあるも井堤の義ヽ又田中井
戸ヽ太名加（タナカ）乃井止（ノヰド）尓比加（ニヒカ）礼留（レル）太那支（タナキ）川女（ヅメ）とよ
めるも田中の井堤ヽて田中ヽある池の堤ヽ又

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

土をもて築ける堤やうのものをいふ
り都ゐ美もこゝを築て水をはるさまもつゐ
の名之今俗筒井を井戸とも井手ともいふより井中のすゐひう
つせる之井は都て水を溜て用水に汲用ひ或は
水田にも引用ゐるをいふせのみい堰之井
うて清水をせきとめて汲用ゐるいつゝ堀井は
な同義にて井い水の集堰ゐる義の詞之然て倭
訓栞十七巻に手をつけてゐる詞多し稲に奥手
中手といひ乃ち老手行を縄をの類之傳て略は

て相接ゐるをいふ辞之丸て物の名題をいふは
何てと称ゐるい様の意之云ゝ今按に南京手薩
摩手琉球手などゝ器用にはりてゐる手は方と
り義之稲の中手奥手はおなじ老手も老方
之行をも行方と行便とものゝ二義之縄手ハ長道の
訛語之士清が説ハ一概にて委うらべ池辺を井
止江辺を江戸山辺を山止などいふ止も手に通
ひ辺けゝ通音之ゝ言塵集四廿丁道条にみでのか
の中道名を云ゝ藻塩草六の巻屋部にみかい井堤の中道井堤の
は屋云てあどんえゝ井堤の厠

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

あるべし河屋ハ葉十六、春十八ノ右ノ香塗(カウヌ)ノ塔(タフ)ノ
なりそ川隈(カハクマ)の屎鮒(クソブナ)をめらいさき女やつらと
あるを据(ヨ)ゑが河辺ゐ厠立(タテ)るをいつりとんや
又めでのそぐりみは井堤るを忘からみしきるを
て論ちし赤染衛門集(群書類従本上廿九丁左)
あるへのやくてまなら(群書類従本中卅三丁右)ん扇うれ風そのべく
もあらめある散木集(群書類従本)ゑ俊頼
歌ゐ
あくうそそうあるゑ身をばしたがつてりを
うものの國をえるの卯千載集(冬部)後京成家朝臣

冬来ぞハありをへくとも
ひぶ山の井乃水新勅撰春上ゐ権大納言家良
玉ねこのぬのくてゐ葉風まなの里そくめ
桜のうぞくる同(頭部)正三位家隆
夏衣ゆくてもひぶし梓弓いそべ乃山の杜風(の下)
同恋四采女明日香
みうる山きてもといふ(新勅撰恋二集中)春ゐ家隆
くてのかけぞつれな我(壬二集)
妻こをつあそうりつんしいつくとてゆくを
まあ毛ゆくへりあけ姫の又

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

ゆくもとまるもしらぬ若草の枕いとゞ
しき雨をそふる
拾遺愚草 定家
君のゝみあるこゝちこそすれ
けふもまたそのめしき新續古今 春下 定家
我ころは田子の裏浪たゝのけてゆくてるかさ
しき袖又もぬらん 同 夏部 家定
けふこそはこゝろのゝ郭公ゆくての声を
たゞそのきかまし 此歌夫木抄雑四にも出
續古今 雑上 源基之
秋萩の花ずり衣おしめどもとまらぬ旅
の夕露 續後拾遺 羈旅 藤原重貞
旅ねするさゝの中山ゆくてはやくてるめ
る峰のよこ雲 風雅 夏部 後伏見院
小山田やさなへの末ふりそゝれ又くるのこ
き杜の下露 新撰六帖二 狩
秋人のおもひのをしのわびをれもなき身なりけり 萬葉千首路雲雀歌也
ひきいれし野田の芝生やけ残りしんやくまの
つゝみひそうらん 同 往月也
玉ぼこの道のかてくまもなく立てくおそ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

月の夜ふけて同等秋恋
いもうとのもとにてのぬしてのぬし
もみ夜ふけて同羇中浦
んことを獨ひのれぬ述懐
る旅ぼとの浦夫木抄 春二霞部
善光寺松崎の山はよきて
ん姉ぶ袖より同春
ふまばをしもの古仁のみうきぶ家
の梅の下風 春 早蕨歌
山人のぬしてのとらひもめてたびしそ

やしきいそのほとりより同春四花部
色のうえひのもとめよ旅人の夜の美の
山風同春六鶯躍 紀 為相
まけのひるのぬしの高瀬山多数らて
足つる岩はしうの駅同冬二霜部
冬枯のものあちかの風をいるみめくての
袖も雪をくる同雑五嶋部
おくてる波のぬくても
いぶしま山同雑八家隆
たのえこし契きてぬ大和ちのぬくてるく

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

みしおての玉水同 雑十 網部 定家
五
人心あらん名よりもつきのあみのめ〳〵
てよをどかくるらん同 雑十 寺部 為相
六
ほどらをる万のかずの品ごみ蜂もまじれる
とり乃声の船法号の外やまとよめる歌枝葉
の遊なし行方と行便との二義を兼ださて手な
よせもる日水有後訓条廿四 由の部 やまとうた
乃のやうてなどよりいろ同書 十七 天部 あい
傳の略をいつ

第十八 河門下津登戸渡津河内

万葉四 四十八 ま千鳥鳴法保乃河門之清瀬乎馬
丁左
打和多思何時将通同九十 丁 河瀬激乎見者玉
藻鴨散乱而在此河常鴨同十 丁 八 ま
今夜相天漢門尓浪立勿謹 又廿九 天漢川門
恋之君来奈里紐解待 又同 右 天漢川門座而年月
戀来君今夜會可母同卅一 丁左 天漢河門八十有何
尓可君之三船乎吾得将居同十四 廿一 ま
水能波良路可波刀雨奈乎麻都等西美度波久末
受多知度奈良須母與清曰河門は河津うて河端
の船津ま渡津之下津登戸などいふ地名も

ふもとまでもをれる之 折戸といふも折ハ下を誤也
るものなるべしふは殘月抄の下津の条も注
しるしきそ 河内滝津河内清内内あるもの丸
河津まて河内河外の義なるまじくや
第十九川瀬の道川副と云詞
万葉二四十一丁右 ㇾ樂浪之志我津子等何罷道之川
瀬道見者不怜毛一云志我津之子我云ふ夫木抄
雜八津部ゟ此歌を載て
さゝなみのしがつのうらぢのかよひ
せぢこきばあひさるうらもと有本居宣長ゟ考

△そよ名ゝ之泉下つまかるゝの義と名ゝ川激道ハ川副

ゟ罷道之道は迹の誤りて罷迹之あるべしといひつれどさらでも少やれを改むる事なし
志我津采女ゟ死て葬送せし乃を罷道の川の湍を渡行ふまいあらじ曽比の及志を世
通ハしゝる詩之万葉十八左
乎水激合川之副者月出来鴨
川辺ゟて川副柳川副うつゝ木川ゟび小田川ゟび
の関なゞゟ名ゝあるべしの
第廿連歌の題ゟ賦何といふ
連歌の題ゟ賦何山ゟゝ賦山何をゞゟ名ゝあ

りをは發句とある景物の字をとり出てそれを
山などの字を添てへは発句と成あらば
賦花山ともよむべきを賦何山と書き賦山花と
もよむべきを賦山何と書く連歌師ハ
る細少のことをも口授秘傳としてみだりにハ
へざる故ニ世人容易しりがたし文明十五年三
月二日百韻ニ賦何路連謌といへる題ハ発句
宗伊副風ハ玄の字ある句ひの物と見ゆ句の
花を取て賦花路とハ題を設るといへども
時例之事を賦物といへり一条禅閤の連歌初

学抄ニ往古以賦物為題或百韻或五十韻毎句用
其賦物近代発句計有賦物沙汰脇句以下一向不
取之仍雖似無所詮聊不忘旧義而已也云々
連歌賦物篇ニ山何何路何水何人何船 已上五箇
也朝何夕何花何花之何唐何 最可用也 青何白何
手何下何初何御何戸何薄何風何水何屋何所
何田何草何馬何手何心何衣何文何物何鳥何色
此外旧賦物雖有數多於不宜者畧也 何袋千何何垣玉何 以上新添也
字露顕二字返音三字中略四字上下略云々此外
外連歌のことをたとらんとハ筑波問答菟山連歌

至要抄無言抄連歌新義などたてまつりてかき書
也近比坂昌功が著刻せる菟玖波集山口といへ
る折本初心の者をうちびくん諄(クンジュン)とせり

第廿一一對ヒトムカヘ

天保六年より余が弟子竹助といふる奴僕あり越
後國古志郡和泉村の産(ウマレ)なり神酒の瓶子(ヘイシ)一對を
ヒトムカヘ二對をヒタムカヘ三對をミムカヘ
といへり余きくところは瓶子のことなり辞
もや又いろいろもあるものニッあるをヒトムカ
へといひもてゆくなり彼國そは燈臺花瓶

佛器などまでかぎりてかくいへり一對を
ヒトムカヒ二對をフタムカヒ三對をミムカヒ
といふべきをヒトムカへヒタムカへミムカへ
など訛ていへるなりけり物の具備せしまはヨ
ロヒといひ對(ツイ)せしまはムカヒといふべしたと
へは甲(ヨロヒ)も厨子(ヅシ)も一具をヒトヨロヒといへ
りヨロヒは足備(タリソナヘ)りる詞にて厨子一の中に物
の具(グ)備(ソナ)へたるを厨子(ヅシ)ヒトヨロヒといひ甲の胴丸
草摺胸當などの具備せるもヨロヒといふなり
その例もて知べし

第廿二坊主ゝ憎けりや袈裟までくい
俗言り坊主ゝくけりや袈裟までくいふ
ふるき似もの語あり漁隠叢話前集十一の
巻杜陵六ゝ贈射洪李四丈云丈人屋上烏人好烏
亦好六韜武王登夏臺以臨殷民周公曰愛人者愛
其屋上烏憎人者憎其餘胥云々此語説苑五巻十
五貴徳篇ゝ八武王克殷召太公而問曰将奈其士
衆何太公對曰臣聞愛其人者兼屋上之烏憎其人
者悪其餘胥諺曰愛屋及烏憎其餘胥といへりハ近き説とゝるべし

第廿三中雀門
武家ゝ中雀門とゝなへハ城ゝ有し中柵門のまゝ
あけ要害の門なきハ沖城ゝて沖城ゝ形ゞり
ありハ沖連枝の沖居所はゞ
中柵門をゝられしゝ今ハ本据をとり失ひたゝ
高貴の沖門ゝおゝひ中雀門ゝ書て雀の止
処ゝ附會の説をおこなへる城中の柵門を
古代の中門ゝとりあやまりて作りなをし名ハ
中柵門ゝて實ハ中門廊ゝもひひて平
家物語盛衰記ゝどゝその外古書ゝ不見おゝし魏

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

志（六巻）表紹傳ニ審配（ガ）將馮禮開（テ）突門（ヲ）内（ニ）太祖兵三百
人（ヲ）配覚（ソテ）之（ヲ）從（テ）城上（ニ）以（テ）太石（ヲ）擊（チ）突中（ノ）柵門（ヲ）柵門閉（テ）入者
皆沒云ヽ又ハ中柵門（ノ）字面見（ヘ）タリ晉書宣
帝紀（五丁右）ニ於（テ）城外（ニ）為（テ）木柵（ヲ）以自固（ムト）アルハ外柵
トノミヘベー要筆雜志二（ノ）奏ニ日光御社參ノ節
諸門番所番代大名格別之筋目之方勤番仰付
之云ヽ中雀門（ハ）番頭与力同心云ヽ又云
城ヽ名所門建有之首所三家方所通行ヽ名中
雀門者片扉（ニ）明所両扉（ノ）様（ノ）名ハ両扉開（ト）ヨリ其
名ハ場上考方丈ヽ外所門開（ク）中ヽ云ヽ又按ニ

論語八佾篇ニ邦君樹塞門管氏亦樹塞門朱註ニ
屏謂之樹塞猶蔽也設屏於門以蔽内外也云ヽ家
語曲礼子貢問ニ孔子曰管仲鏤簋而朱紘旅樹而
反坫（リ）王肅（ガ）注ニ旅施也樹屏也天子外屏諸侯内屏
反坫在両楹之間云ヽ皆ある樹ハ今の中雀門
の貌ニさればの名ハ中柵門の義ニて高貴の家ニ
限るよしハ邦君樹塞門の説ニおこれるや
錢塘奇瀋人ニ天禄識餘（十二巻）ニ載（ス）段成
式ガ云ク士林多称雀闕為衆罘罳其誤如此按漢書衆罘罳
屏也復也又按劉熙釋名ニ曰衆罘罳在門外衆復也罘罳

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

思也臣将入請事於此復重思之也今之照隣相似
云ふ事あるに似たりと
第廿四撃剣ケンヲトバスの
撃剣を今の剣術のごとく思ふべからず
朔傳注に師古が曰撃剣遂撃而中之非斯刺也と見
也劔を飛ばすをいふ五代史呉世家の論贊に
洪投劔撃行密不中とあるも張洪の劔を飛ばし
て楊行密を撃つるをいふ撃中之撃ハ撃中る義とみる
べし撃劔の字面ハ史記司馬相如傳上漢書司馬
相如傳上同尹翁歸傳唐書二百二十三藝文列傳中
李白傳な

ど其外所見あるべし

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

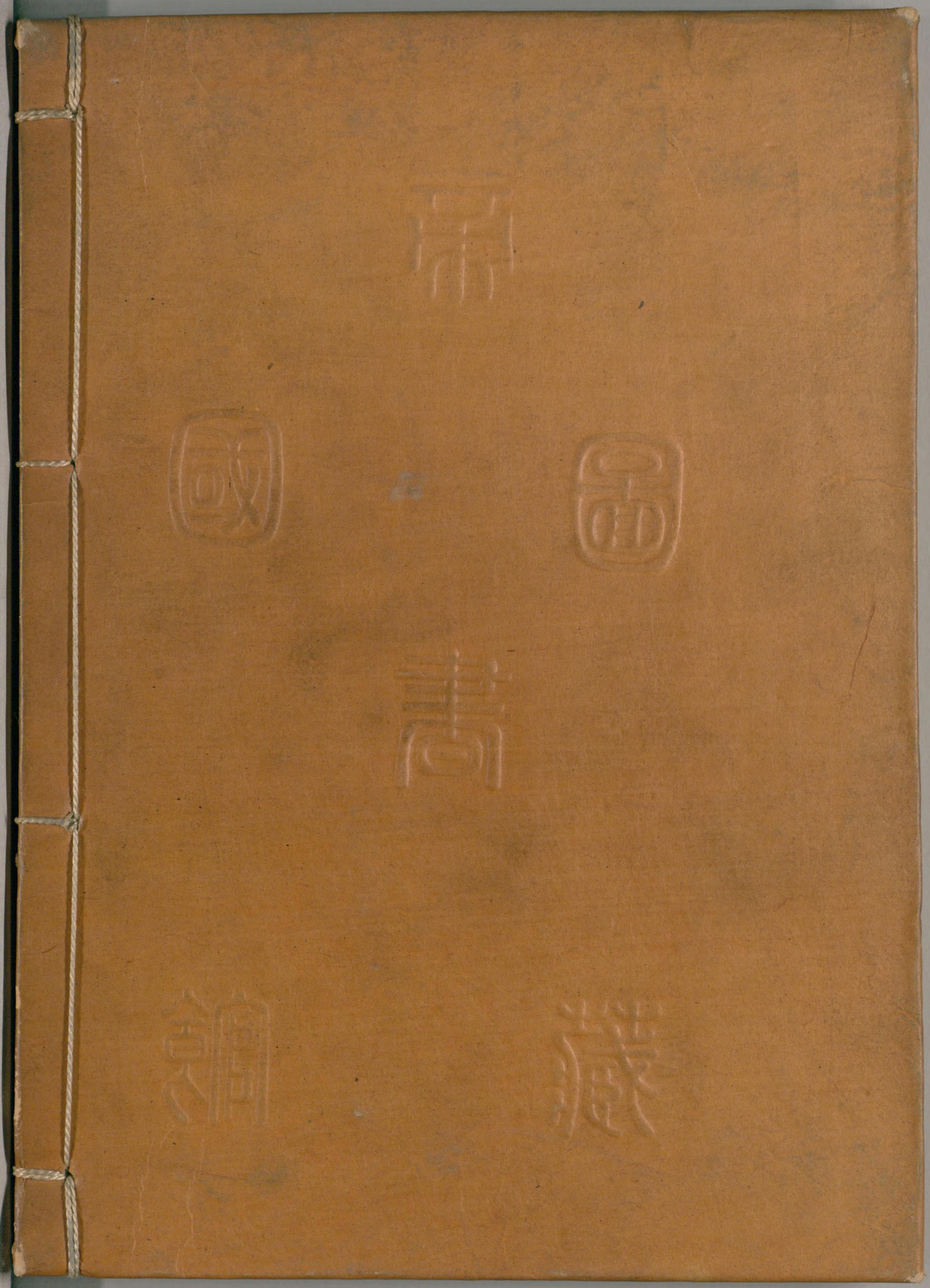

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用